呉市ケアラー支援条例（案）の一部改正について

改正前	改正後
人は誰もが人生の中で他者から身体や心のケアを受け，また，他者のケアを担う存在である。 ケアは，人と人とをつなぎ，互いを支え合いながら社会を成り立たせてきた大切な営みであり，社会全体で尊重されるべきものである。 高齢者，障がい者，疾病のある人，医療的ケアを必要とする人，精神疾患のある人，依存症のある人，ひきこもりの人，幼いきょうだいなど，支援を必要とする人の状況は多様化しており，これまで，それらの人々を支えるためのケアは，主として家族により担われてきた。 近年，少子高齢化や核家族化の進行，共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより，家庭における個々の負担は増大し，ケアラーに過重な負担が集中している。その結果，ケアラーが精神的・身体的な疲労や経済的な負担，将来への不安などを抱え，自らの人生の選択や自己実現を制限されたり，誰にも相談できず孤立するなど，自分らしく生きる機会を失うことが深刻な課題となっている。また，いわゆる老老介護，老障介護などの介護の形態や，ダブルケアラーやヤングケアラー，ワーキングケアラーなど，ケアラーの種類も多様化・複雑化している。 このような状況を踏まえ，ケアを必要とする人々への支援の充実と併せて，ケアラーに寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行い，ケアを必要とする人も，ケアラーも，共に安心して暮らし，それぞれの人生を大切にすることができるよう，社会全体で支える仕組みを整えていくことが不可欠である。 私たちは，ケアラーに対する理解を深めるとともに，全てのケアラーが一人の個人として尊重され，孤立することなく，健康で文化的な生活を営み，自分らしい人生を送ることができる，誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し，この条例を制定する。 第１条～第１３条　略	人は誰もが人生の中で他者から身体や心のケアを受け，また，他者のケアを担う存在である。 ケアは，人と人とをつなぎ，互いを支え合いながら社会を成り立たせている大切な営みであり，社会全体で尊重されるべきものである。 高齢者，障がい者，疾病のある人，医療的ケアを必要とする人，精神疾患のある人，依存症のある人，ひきこもりの人，幼いきょうだいなど，支援を必要とする人の状況は多様化しており，これまで，それらの人々を支えるためのケアは，主として家族により担われてきた。 近年，少子高齢化や核家族化の進行，共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより，家庭における個々の負担は増大し，ケアラーに過重な負担が集中している。その結果，ケアラーが精神的・身体的な疲労や経済的な負担，将来への不安などを抱え，自らの人生の選択や自己実現を制限されたり，誰にも相談できず孤立するなど，自分らしく生きる機会を失うことが深刻な課題となっている。また，いわゆる老老介護，老障介護などの介護の形態や，ダブルケアラーやヤングケアラー，ワーキングケアラーなど，ケアラーも多様化・複雑化している。 このような状況を踏まえ，ケアを必要とする人々への支援の充実と併せて，ケアラーに寄り添った包括的かつ切れ目のない支援を行い，ケアを必要とする人も，ケアラーも，共に安心して暮らし，それぞれの人生を大切にすることができるよう，社会全体で支える仕組みを整えていくことが不可欠である。 私たちは，ケアラーに対する理解を深めるとともに，全てのケアラーが一人の個人として尊重され，孤立することなく，健康で文化的な生活を営み，自分らしい人生を送ることができる，誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し，この条例を制定する。 第１条～第１３条　略